

平成30年度 店舗改装費補助金

評価表 NO.

42

所管部課名	商工政策課		担当者	吉井 直史				
事務事業名	企業支援事業							
根拠法令	店舗改装費補助金交付要綱							
補助経過年数	6 年以上 1 0 年以下							
平成30年度 予算額	3,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	店舗改装を行った事業者の数		15		平成 3 5 年度			
成果指標②	雇用保険被保険者数		25,000		平成 3 5 年度			
補助対象者	市内で生産、販売等を行っている中小企業者であり、かつ改装工事を行う店舗等の使用者であること							
補助対象経費	市内に存する店舗等において、補助対象者が行った改装工事に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	市内に存する店舗等において、薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点（建築一式、電気又は管工事に限る。）を有する法人がおこなった、20 万円以上の経費を要する改装工事							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	改装工事に要する経費の 1 0 分の 2 （上限 2 0 万円）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を 受ける 3 年 の事 業（ 団 体 ） 等 の 決 算 状 況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	37,257,467	94.5%	21,335,894	87.9%	9,431,602	86.6%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	37,257,467	94.5%	21,335,894	87.9%	9,431,602	86.6%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	2,169,000	5.5%	2,940,000	12.1%	1,458,000	13.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	39,426,467	100.0%	24,275,894	100.0%	10,889,602	100.0%
	支出	事業費	39,426,467	100.0%	24,275,894	100.0%	10,889,602	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
計		39,426,467	100.0%	24,275,894	100.0%	10,889,602	100.0%	
支出計/前年度支出計				61.6%		44.9%		
自己資金/前年度自己資金				57.3%		44.2%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		12		18		9		
成果指標の推移①		12		18		9		
成果指標の推移②		24,356		24,503		25,157		
特記すべき事項等	【前回評価】平成 2 7 年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・同一事業者には偏らないよう申請条件等を見直し、多くの事業者には受給の機会が得られるよう検討された。 【前回評価への回答】 ・同一事業者が 2 回以上の補助申請にならないように運用している。 【事業のPR方法】ホームページやセミナー等において周知している。 【費用対効果】改修工事等により各店舗における業務の改善が図られており、効果的がみられている。 【補助事業以外の事業】該当なし 【その他】該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内中小企業者が、機能の維持及び向上のため店舗、倉庫等を改修することにより、中小企業者の経営の安定化及び店舗等のサービスを利用する市民の利便性の向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中小企業の経営体質の強化を図ることで、より安定した経済活動を促進するために必要である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市内中小企業者の店舗等の構造、機能についてはそれぞれ異なっており、詳細を把握している各中小企業者で実施することで、店舗等の機能の維持・向上が図られる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助率は10分の2で、工事あたり補助上限（20万円）も定めており、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	1店舗あたりの補助率及び補助上限を設けており補助率も10分の2と低く定めていることから、事業者の自助努力も必要となり、固定的な補助金ではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域経済の活性化に繋がる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	中小企業の経営体質の強化を図ることを目的とした市内中小企業者への支援であり、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	適正な運用がなされている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 当初経済対策事業として制定したが、景気の回復に伴い、交付の目的等を改めた。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉

薩摩川内市店舗改装費補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 164 号

改正 平成 25 年 9 月 25 日告示第 709 号

平成 25 年 12 月 24 日告示第 898 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、及び条例を実施するため、店舗改装費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 市長は、市内で生産、販売等を行う中小企業者に対し、店舗、事務所、工場、倉庫等（以下「店舗等」という。）の改装に要した経費の一部を負担し、地域経済の活性化等を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(2) 改装工事 既存店舗等の機能の維持及び向上のために行う別表第 1 に掲げる工事等をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市内で生産、販売等を行っている中小企業者であること。

(2) 改装工事を行う店舗等の使用者であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象店舗等)

第 5 条 補助金の交付対象となる店舗等は、市内に存する店舗等（供用住宅は店舗の用に供する部分に限る。）とする。

(補助対象工事等)

第 6 条 補助金の交付対象となる改装工事（以下「補助対象工事等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 改装工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）が 20 万円以上で

あること。

(2) 別表第2に掲げる要件を満たす者（以下「施工業者」という。）が施工する改装工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等には、補助金は交付しない。

(1) 公共工事の施行に伴う補償工事

(2) 国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事

(3) 事業用電化製品、家具等の備品購入等に係る経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事及び経費

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象工事等に要する経費の10分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、1回限りとし、1中小企業者について1店舗等とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、改装工事の着手前に店舗改装費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 固定資産評価証明書

(2) 市税の滞納がない証明書

(3) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）

(4) 工事箇所及び内容の分かる図面等

(5) 店舗等の全体及び工事予定箇所の写真

(6) 店舗等改修の承諾書（借家等の場合）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、店舗改装費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(改装工事の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、改装工事の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ店舗改装費補助金事業計画変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受け

なければならない。

- (1) 変更後の工事見積書（内訳明細の付いたもの）
 - (2) 変更工事箇所及び内容の分かる図面等
 - (3) 変更後の工事予定箇所の写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の額の変更交付決定通知）

第11条 市長は、前条の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額に変更が生じた場合は、店舗改装費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた申請者は、改装工事が完了した翌日から起算して20日が経過した日又は補助金の申請日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに店舗改装実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施工業者の発行する店舗改装工事完了証明書（様式第6号）
 - (2) 改装工事完了後の建物全体及び施工箇所の写真
 - (3) 工事代金領収書の写し（内訳明細の付いたもの）
- （補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を確定し、店舗改装費補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第14条 前条の通知を受けた申請者は、市長の指示するところにより、当該補助金の交付を請求することができる。

（調査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求め、又は関係職員をしてその内容を調査させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し又は返還）

第16条 市長は、申請者が申請書その他の書類に虚偽の記載をし、補助金交付の条件に違反し、又は不正の行為をしたと認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（成果）

第17条 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、市内中小企業者を支援する

ことによる地域経済の活性化等とする。

（見直しの期間）

第 18 条 補助金に係る条例第 4 条第 1 項の市長が定める期間は、3 年とする。

（効果の測定）

第 19 条 補助金に係る条例第 4 条第 2 項第 1 号に定める効果は、店舗等の改装工事を行った者の数によって測定するものとする。

（その他）

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 25 日告示第 709 号）

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日告示第 898 号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

工事等	(1) 屋根のふき替え、塗装又は補修 (2) 軒樋及び縦樋の交換又は補修 (3) 外壁の張り替え、塗装、補修又は補強 (4) 壁、床及び天井の張り替え、補修又は補強 (5) 建具の取替え又は補修 (6) 畳の取替え (7) 段差解消工事（玄関アプローチ工事を含む。） (8) 手すり設置 (9) 間取りの変更 (10) 看板の取替又は補修 (11) 耐震改修工事 (12) 便所、風呂、洗面所及び台所の改善（便器、風呂釜、洗面台及びシステムキッチンの取替えを含む。） (13) 老朽電気配線及びコンセントの取替工事（火災防止のために行う取替えに限る。） (14) 前各号の工事に附属する電気及び給排水工事
-----	---

別表第 2（第 6 条関係）

要件	(1) 薩摩川内市建設工事等入札参加資格に係る総合点（建築一式、電
----	-----------------------------------

	気又は管工事に限る。)を有する法人 (2) 薩摩川内市建設工事等入札参加資格(大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。)を有する法人又は個人で、主たる営業所を市内に有するもの。 (3) 薩摩川内市小規模修繕及び工事等の契約資格者名簿への登録のある法人又は個人 (4) 前3号に該当する法人又は個人以外で、次に掲げる要件を全て満たすものとして市長が認める法人又は個人 ア 市内に主たる営業所を有すること。 イ 本市入札参加資格を有し、建設業許可(建築、電気、管、大工、塗装、防水、板金、左官、屋根、ガラス、タイル・れんが、建具又は内装仕上げに限る。)を受けていること。 ウ イの建設業許可に係る工事の実績があること。
--	---

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位：円】

	団体名	収入			計	支出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費				
1	有限 ぼるぷキッズパーク	200,000	1,704,656		1,904,656	1,904,656			1,904,656	外装塗装工事
2	有限 新美堂	200,000	2,176,000		2,376,000	2,376,000			2,376,000	屋上防水工事
3	上戸酒店	60,000	240,456		300,456	300,456			300,456	店舗塗装工事
4	有限 三翔	200,000	800,350		1,000,350	1,000,350			1,000,350	看板取替え工事
5	豊のたなべや	151,000	605,000		756,000	756,000			756,000	間仕切り、物入間仕工事
6	溝川設計登記測量事務所	200,000	883,240		1,083,240	1,083,240			1,083,240	事務所天井、クロス工事
7	川内不動産(株)	139,000	557,000		696,000	696,000			696,000	トイレ補修工事
8	(有)川内観光交通	144,000	576,900		720,900	720,900			720,900	トイレ補修工事
9	合資会社藤山商店	164,000	1,888,000		2,052,000	2,052,000			2,052,000	外壁塗装
合計		1,458,000	9,431,602	0	10,889,602	10,889,602	0	0	10,889,602	